

子規の庭友の会 会則

第1条(名称) 本会は子規の庭友の会という。

第2条(事務所) 本会は、事務所を奈良市今小路町45-1の日本料理 天平倶楽部内に置く。

第3条(目的) 本会は、子規の庭保存会の事業を支援し、子規の庭の維持、管理ができるよう子規の庭保存会に協力するとともに、会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 子規の庭の見学会
- (2) 講演会、講習会及び研究会
- (3) 句会、歌会、演奏会
- (4) 投句(俳句、短歌)の審査、優秀作の表彰
- (5) 会誌又は会報の編集発行
- (6) 子規の庭保存会からの受託業務
- (7) 物販業務
- (8) 上記事業に関連する業務

第5条(会員) 本会の趣旨に賛同し、入会申し込みをもって会員とする。

2.会員は一般会員、賛助個人会員及び賛助法人会員とする。

3.本会に入会を希望する者は入会申込書に所定の事項を記入し、次条に定める会費を添えて事務所に提出するものとする。

4.会員には、会員証を交付する。

第6条(会費) 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 3,000円
- (2) 個人賛助会員 一口 10,000円
- (3) 法人賛助会員 一口 50,000円

2.前項の場合において、中途入会者(10月以降)の会費は、その年度に限り半額とする。

3.会員が中途退会したときは、会費の払い戻しは行わない。

4.一般会員の年会費の5割、賛助会員の年会費の8割は、子規の庭保存会に寄付する。

第7条(特典) 会員は、次の特典を有する。

(1) 本会及び子規の庭保存会が催す事業への優先参加。

(2) 会誌又は会報の送付。

(3) 賛助会員が準備する各種特典の利用。

第8条(会員証) 会員証は本人に限り通用するものとし、他人に貸与してはならない

2.会員証は、特別の事情がある場合を除き再発行はしない。

3.会員は、住所、氏名等に変更があった場合は、速やかに事務所に届け出なければならない。

4.会員期間中に退会した場合は会員証を本会に返還しなければならない。

第9条(役員) 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 世話人 若干名
- (3) 監事 1名

1.役員は、世話人会において選任する。

2.会長は、世話人の互選による。

3.役員は再任することができる。

第10条(名誉会長) 本会に名誉会長を置くことができる。

2.名誉会長は、世話人会に諮って会長が委嘱する。

第11条(相談役並びに顧問) 本会に相談役並びに顧問をおくことができる。

2.相談役並びに顧問は、世話人会に諮って会長が委嘱する。

第12条(役員の任務) 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 世話人は、会務を分掌し、かつ世話人会を組織して本会の運営にあたる

(3) 監事は、会計を監査する。

(4) 名誉会長及び相談役並びに顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることが出来る。

第13条(世話人会) 世話人会は会長が招集し議長となる。

2.世話人会は年1回以上、必要に応じて開催する。

3.世話人会は、会員の要望等を尊重し、本会の基本方針、予算、決算、事業計画その他重要な事項を審査し決定する。

4.世話人会の議題は、出席者の過半数で決する。

第14条(会計) 本会の経費は、会費、寄付金、事業収益金その他の収入をもってあてる。

第15条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本会の会則は、世話人会において出席者の過半数の同意を得なければ変更することが出来ない。

第17条(補足) この会則の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

第18条 この会は、子規の庭保存会の承認をもって成立する。

この会則は、平成19年 4月 1日から実施する。